

松下幸之助記念志財団 研究助成
研究報告

(MS Word)

【氏名】北村理依子

【所属】(助成決定時)立命館大学国際関係学部

【研究題目】法多元主義による人権法理論の再構築

【研究の目的】(400字程度)

人権法は、一般に、人が個人または集団として当然に有するとされる法的な権利を保護している。この法的権利は、伝統的には当該法を作る国家により保障されるものである。具体的には、憲法といった国内法や、国際人権条約のような国際法により保護されている。すなわち、人権法は国家を淵源とする法(国家法)により構成されている。他方で、個人や集団は、様々な規範に従って生きており、それらの規範の淵源が国家であるとは限らない。このような現実を反映させる新たな人権法理論を構築する視角として、近年、法多元主義が脚光を浴びている。換言すれば、非国家法秩序を一つの法秩序として認めたいと、複数の法秩序が一つの空間の中に併存していると認識し、それらを調整する原理は何かを追究する立場が、人権法理論において注目されている。しかし、こうした視点に基づく研究は、理論面、実証面の両面において萌芽段階にある。そこで、本研究は、同研究の進展に貢献すべく、国家法秩序と非国家法秩序が対立する場面での関連する法規の内容と、これらの法秩序間の関係を解明し、これを包括する人権法秩序を統合的に構築することを目的とする。

【研究の内容・方法】(800字程度)

法秩序が併存しているという法多元主義の議論自体は、歴史的に新しいものではない。1950年代以降、人類学や法社会学において、法多元主義理論は発展を遂げてきた。にもかかわらず、一般国際法や人権法の文脈で同様の問題意識が共有されてきたのは最近のことである。その背景には、近年、人権法が水平的および垂直的に多元化しているという認識がある。すなわち、一方で、国際人権条約が地域的に様々な形態をとりながら発展していることから、国際人権法の断片化が観察される(並列関係にある地域の間で異なる法が形成されているという意味において、水平的な法の多元化)。他方で、人権の普遍性を前提とすれば原則として人権を保護する法律・条約の内容は一致することが想定されるところ、国内人権法と国際人権法の間には齟齬が生じているという認識が醸成されている(国内法と国際法は異なる次元に属するという意味において、垂直的な法の多元化)。こうした認識から、多元的法秩序を想定した人権法理論は一定程度深化している。しかし、非国家法規の存在を想定している学説は少数にとどまる。そこで、本研究は、i) 国際法・国内法・非国家法のすべてを一つの法秩序に組み込む包括的理論の構築を試みる。また、こうした理論を構築するための素材となり、同理論に裏付けを与える ii) 実証研究を幅広く行うところにも特色がある。

実証研究については、宗教法や先住民族が有する地域法といった非国家法が関与する事象を研究対象とする。具体的には、公共空間における宗教的シンボル、宗教実践の場の提供、宗教儀礼上の屠殺、宗教教義を理由とした公共サービスの提供の拒否、裁判等における宣誓、公教育における宗教教育、良心的兵役拒否の場面、先住民の土地所有権が問題となる場面などである。

【結論・考察】(400字程度)

本年は、特に ii) 実証研究を進めることに注力した。とりわけ、文化的生活を送る権利を素材として、アフリカの地域的人権保障体制と国連における人権保障体制の比較を行った。アフリカの一部地域においては、婚姻や通過儀礼に関わる様々な慣習の中で、人権法上物議を醸すものがある。たとえば、女性器切除、児童婚、一夫多妻、入れ墨などである。これらは、アフリカの地域的人権保障体制においても、国連の人権保障体制においても、等しく人権法に反する慣行("harmful practice")であるとして厳しく糾弾されている。本年は、このうち、国連人権保障体制における当該慣行の違法性について論文にまとめた。同論文では、国連人権保障体制が、当該慣行の暴力性および差別性を理由として当該慣行を文化的権利の内容として認めていないことを実証した。今後はさらに、アフリカの地域的人権保障体制およびアフリカ各国の国内人権法における同様の実証研究と当該慣行を実施する地域住民が依拠する法の内容をまとめ、これらを比較し、法多元主義の観点から人権法の収斂および齟齬を同定することが課題である。